

法人名		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
					/		
		事 業 年 度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	日から 日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表 2 <sup>(22)</sup> 又は⑩若しくは 21 <sup>(21)</sup>	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩) / 同表⑤	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑫) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線が入ります)		
課税標準の特例に係る控除額 ⑫	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号関係						法附則第9条第4項から第7項関係							
資本金等の額 別表5の2下表2 <sup>(23)</sup>	⑬	兆	十億	百万	千	円	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬又は(⑨-⑩)	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						課税標準の特例に係る控除割合	㉑			—		
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						未収金の帳簿価額	㉒					円
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						総資産価額	㉓					
法附則第9条第1項関係						課税標準の特例に係る控除額(㉔×㉕)又は(㉖×㉗/㉘)							
資本金の額 別表5の2下表1 <sup>(23)</sup>	⑰						課税標準の特例に係る控除額(㉔×㉕)又は(㉖×㉗/㉘)	㉔	兆	十億	百万	千	円
法附則第9条第1項に係る額 ⑰×2	⑱						(この欄は斜線が入ります)						

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉑						期末の総従業員数	㉒	
差引 ㉑-㉒	㉑						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉑						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉒	人
控除額計 ㉑+㉒	㉑						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉒	